

三 菱 原 子 燃 料 株 式 会 社
品 質 管 理 の 方 法 等 に 関 す る
使 用 前 檢 查 実 施 要 領 書

[化学処理施設]

[成形施設]

[被覆施設]

[組立施設]

[核燃料物質の貯蔵施設]

[放射性廃棄物の廃棄施設]

[その他の加工施設]

原子力規制委員会

改訂履歴

回	改 訂 内 容	年 月 日
一	新規制定（原規規発第 1808304 号）	平成 30 年 8 月 30 日
1	改訂第 1 版 (原規規発第 2006156 号) <ul style="list-style-type: none"> ・なお従前の例による使用前検査の認可関係について、認可年月日の追記及び軽微な変更の届出の追記等 	令和 2 年 6 月 15 日
2	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙「[化学処理施設]」を追記。 ・1 頁 I 検査目的及び項目 本文中「申請者により実施される加工施設のうち」の後及び III 検査範囲 1 検査対象施設及び範囲に「化学処理施設」を追記。 ・2 頁 III 検査範囲 2 認可関係 認可年月日に「(令和 3 年 8 月 17 日付け三原燃第 21-0328 号をもって軽微な変更の届出)」及び「(令和 3 年 8 月 23 日付け三原燃第 21-0329 号をもって軽微な変更の届出)」を追記。 ・4 頁 添付 2 使用前検査成績書 表紙に「[化学処理施設]」を追記。 ・5 頁 使用前検査成績書 検査範囲欄に「化学処理施設」を追記。 ・7 頁 使用前検査成績書 別紙 - 2 検査前確認事項 検査範囲欄中 検査範囲に「化学処理施設」を追記。 ・8 頁 使用前検査成績書 別紙 - 3 使用前検査記録 検査範囲欄中 検査範囲に「化学処理施設」を追記。 	令和 3 年 10 月 1 日

目 次

	頁
I 検査目的及び項目	1
II 検査場所	1
III 検査範囲	1
IV 検査方法	2
V 判定基準	2
VI 添付資料	2
添付1 品質管理の方法等に関する確認事項	3
添付2 使用前検査成績書	4

I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「法」という。）第16条の2第1項※に基づき認可した加工施設に係る設計及び工事の方法の申請（以下「設工認申請書」という。）に従い、法第16条の3第1項※の規定に基づき使用前検査を実施する上で必要な事項として、申請者により実施される加工施設のうち、化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設及びその他の加工施設の工事・検査に係る保安活動が、認可した設工認申請書に定められた品質管理の方法等に関する事項に従い行われていることを、以下の項目について設備横断的に確認するものである。

なお、申請者の品質管理の実施状況については、使用前検査対象範囲の工事及び検査に係る品質管理の状況を確認するものである。

※ 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）第3条による改正前の規定

1 品質管理の方法等に関する検査

- (1) 品質保証の実施に係る組織
- (2) 保安活動の計画
- (3) 保安活動の実施
- (4) 保安活動の評価
- (5) 保安活動の改善

II 検査場所

三菱原子燃料株式会社

茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

III 検査範囲

1 検査対象施設及び範囲

工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する事項

- 加工施設
- 化学処理施設
- 成形施設
- 被覆施設
- 組立施設
- 核燃料物質の貯蔵施設
- 放射性廃棄物の廃棄施設
- その他の加工施設

2 認可関係

認可年月日

平成30年6月19日 原規規発第1806196号

(平成31年3月8日付け三原燃第18-1160号をもって軽微な変更の届出)

平成31年4月11日 原規規発第1904115号

令和元年8月9日 原規規発第1908096号

(令和3年8月17日付け三原燃第21-0328号をもって軽微な変更の届出)

令和2年3月27日 原規規発第2003279号

(令和2年3月31日付け三原燃第19-0857号をもって軽微な変更の届出)

(令和3年8月23日付け三原燃第21-0329号をもって軽微な変更の届出)

IV 検査方法

1 検査前確認事項

法令、規格、設工認申請書、申請者の規定類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。

2 検査手順

認可した設工認申請書に記載された各施設の工事及び検査に係る保安活動が、当該設工認申請書に定められた品質管理の方法等に関する事項に従い行われていることを、Iに記載した品質管理の方法等に関する検査の各事項について、品質記録、聞き取り等により確認する。具体的に確認する事項は、添付1「品質管理の方法等に関する確認事項」に示す。

V 判定基準

工事及び検査に係る保安活動が、認可した設工認申請書に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。

VI 添付資料

添付1 品質管理の方法等に関する確認事項

添付2 使用前検査成績書様式

品質管理の方法等に関する確認事項

1 品質保証の実施に係る組織

- ・工事及び検査に係る必要な人的資源、インフラストラクチャー及び作業環境が確保され、申請者部門間及び供給者との責任及び権限が明確にされ、体制の構築、情報伝達等が設工認申請書に従って行われていること。
- ・供給者の選定や管理が設工認申請書に従って行われていること。

2 保安活動の計画

- ・工事及び検査に係る法令、仕様等の要求事項及び1の体制、情報伝達等が申請者関係部門及び供給者に明確にされ、対象設備について全体工程や各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査が漏れなく実施されるよう計画（手順や合否判定基準を含む。）が定められていること。
- ・1の供給者（調達物品や役務を含む。）の管理方法についても設工認申請書に従って定められていること。

3 保安活動の実施

- ・工事及び検査が2の計画に従って漏れなく実施されていること。また、調達物品や役務に係る各工程段階における監視、測定、検証、妥当性確認、試験及び検査についても設工認申請書に従って行われていること。

4 保安活動の評価

- ・調達物品や役務、加工施設が要求事項に適合していることを実証するため、2の計画に従って漏れなく監視、測定、試験及び検査が行われていることを評価していること。また、不適合が発生した場合の処置、供給者から申請者への報告についても2の計画に従って行われていること。

5 保安活動の改善

- ・予防処置又は不適合に対する是正処置を通じて、品質管理の方法等の継続的改善が実施されていること。

三 菱 原 子 燃 料 株 式 会 社
品 質 管 理 の 方 法 等 に 関 す る
使 用 前 檢 查 成 績 書

[化学処理施設]
[成形施設]
[被覆施設]
[組立施設]
[核燃料物質の貯蔵施設]
[放射性廃棄物の廃棄施設]
[その他の加工施設]

原子力規制委員会

使 用 前 檢 査 成 績 書			
申 請 者 及 び 事 業 所 名	三 亜 原 子 燃 料 株 式 会 社		
検 査 範 囲	工 事 及 び 檢 査 に 係 る 品 質 管 理 の 方 法 等 に 関 す る 事 項 加 工 施 設 化 学 处 理 施 設 成 形 施 設 被 覆 施 設 組 立 施 設 核 燃 料 物 質 の 貯 藏 施 設 放 射 性 廃 棄 物 の 廃 棄 施 設 そ の 他 の 加 工 施 設		
検 査 場 所	三 亜 原 子 燃 料 株 式 会 社 茨 城 県 那 珂 郡 東 海 村 大 字 舟 石 川 6 2 2 番 地 1		
申 請 年 月 日 及 び 申 請 番 号	平 成 3 0 年 7 月 4 日 三 原 燃 第 1 8 - 0 3 9 4 号		
検 査 項 目	検 査 年 月 日	結 果	摘 要
品 質 管 理 の 方 法 等 に 関 す る 檢 査	別 紙 - 1 の と お り		別 紙 - 1 の と お り
原 子 力 施 設 檢 査 官	別 紙 - 1 の と お り		
検 査 立 会 責 任 者 (役 職 名)	別 紙 - 1 の と お り		
備 考			

別紙一 1

検査年月日	結果*	原子力施設検査官	検査立会責任者 (役職名)	摘要
年 月 日			別紙一 2 及び 3 のとおり。	
年 月 日			別紙一 2 及び 3 のとおり。	
年 月 日			別紙一 2 及び 3 のとおり。	
年 月 日			別紙一 2 及び 3 のとおり。	

* 検査継続の場合は「継続」と記す。

検査前確認事項

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：品質管理の方法等に関する検査

検査範囲	<p>検査範囲：工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する事項 加工施設 化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設</p>		
確認事項	結果	確認方法	
法令、規格、設工認申請書、申請者の規定類、申請者の品質記録及びエビデンスが準備されていることを確認する。		記録	
<p>備考：</p>			

使用前検査記録 品質管理の方法等に関する検査		
検査場所：三菱原子燃料株式会社		
検査範囲：工事及び検査に係る品質管理の方法等に関する事項 加工施設 化学処理施設、成形施設、被覆施設、組立施設、核燃料物質の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設、その他の加工施設		
判定基準	検査年月日	検査結果*
工事及び検査に係る保安活動が、認可した設工認申請書に定められた品質管理の方法等に関する事項に従って行われていること。		
品質管理の方法等に関する所見	総合所見	
	1 品質保証の実施に係る組織	
	2 保安活動の計画	
	3 保安活動の実施	
	4 保安活動の評価	
	5 保安活動の改善	
備 考 本検査で確認した申請者の記録等を別紙一 4 に示す。		

*検査継続の場合は「継続」と記す。

記録一覧表

検査年月日 年 月 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備考*

*備考欄の記載について

(組織) : 品質保証の実施に係る組織、(計画) : 保安活動の計画、(実施) : 保安活動の実施、(評価) : 保安活動の評価、(改善) : 保安活動の改善